

○厚生労働省告示第百七十号

歯科口腔保健の推進に関する指針（平成11年法律第95号）第11条第1項の規定に基づき、歯科口腔保健の推進に関する基本的事項（平成14年厚生労働省告示第四百三十八号）の一部を次のとおりに改正するに付て、同条第4項の規定に基づいて行ふ。

令和元年十一月二十六日

厚生労働大臣 加藤勝信
(捺印部分は改正部分)

前	後
第一 歯科口腔保健の推進のための基本的な方針	第一 歯科口腔保健の推進のための基本的な方針
一 (略)	一 (略)
二 歯科疾患の予防	二 歯科疾患の予防
う歯、歯周病等の歯科疾患がない社会を目指して、広く国民に歯科疾患の成り立ち及び予防方法について普及啓発を行うとともに、健康を増進する一次予防に重点を置いた対策を総合的に推進する。	う歯、歯周病等の歯科疾患がない社会を目指して、広く国民に歯科疾患の成り立ち及び予防方法について普及啓発を行うとともに、健康を増進する一次予防に重点を置いた対策を総合的に推進する。
(略)	(略)
三 生活の質の向上に向けた口腔機能の維持・向上	三 生活の質の向上に向けた口腔機能の維持・向上
食べる喜び、話す楽しみ等のQOL（生活の質）の向上を図るために、口腔機能の維持・向上が重要である。高齢期においては摂食・嚥下等の口腔機能が低下しやすいため、これを防ぐためには、特に、乳幼児期から学齢期（満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから満二十歳に達するまでの期間をいう。以下同じ。）にかけては良好な口腔・顎・顔面の成長発育及び適切な口腔機能の獲得が、成人期から高齢期にかけては口腔機能の維持・向上を図っていくことが重要である。具体的には、口腔機能の健全な育成、口腔機能に影響を与える習癖等の改善、口腔機能訓練等に関する歯科保健指導等が効果的である。	食べる喜び、話す楽しみ等のQOL（生活の質）の向上を図るために、口腔機能の維持・向上が重要である。高齢期においては摂食・嚥下等の口腔機能が低下しやすいため、これを防ぐためには、特に、乳幼児期から学齢期（満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから満二十歳に達するまでの期間をいう。以下同じ。）にかけては良好な口腔・顎・顔面の成長発育及び適切な口腔機能の獲得が、成人期から高齢期にかけては口腔機能の維持・向上を図っていくことが重要である。具体的には、口腔機能の健全な育成、口腔機能に影響を与える習癖等の改善、口腔機能訓練等に関する歯科保健指導等が効果的である。
四・五 (略)	四・五 (略)
第二 歯科口腔保健を推進するための目標・計画に関する事項	第二 歯科口腔保健を推進するための目標・計画に関する事項
（略）	（略）
一 (略)	一 (略)
二 歯科口腔保健を推進するための目標・計画	二 歯科口腔保健を推進するための目標・計画
(略)	(略)
1 (略)	1 (略)
2 歯科疾患の予防における目標・計画	2 歯科疾患の予防における目標・計画
う歯、歯周病等の歯科疾患はライフステージごとの特性を踏まえ、乳幼児期学齢期、妊娠である期間を含む成人期、高齢期に分けて目標・計画を設定する。	う歯、歯周病等の歯科疾患はライフステージごとの特性を踏まえ、乳幼児期学齢期、妊娠である期間を含む成人期、高齢期に分けて目標・計画を設定する。
(1) 乳幼児期	(1) 乳幼児期
健全な歯・口腔の育成を目標に設定し、その実現を図るため、歯科疾患等に関する知識の普及啓発、食生活及び発達の程度に応じた歯口清掃に係る歯科保健指導並びにう歯予防のための取組等に関する計画の具体的項目を設定する。	健全な歯・口腔の育成を目標に設定し、その実現を図るため、歯科疾患等に関する知識の普及啓発、食生活及び発達の程度に応じた歯口清掃に係る歯科保健指導並びにう歯予防のための取組等に関する計画の具体的項目を設定する。
(2) 学齢期	(2) 学齢期
口腔状態の向上を目標に設定し、その実現を図るため、歯科疾患及び口腔の外傷等に関する知識の普及啓発、食生活及び歯口清掃に係る歯科保健指導並びにう歯及び歯周病を予防するための取組等に関する計画の具体的項目を設定する。	口腔状態の向上を目標に設定し、その実現を図るため、歯科疾患及び口腔の外傷等に関する知識の普及啓発、食生活及び歯口清掃に係る歯科保健指導並びにう歯及び歯周病を予防するための取組等に関する計画の具体的項目を設定する。

- (3) 成人期（妊娠婦である期間を含む。）
健全な口腔状態の維持を目標に設定し、その実現を図るため、歯周病と糖尿病・喫煙・早産等との関係性に関する知識の普及啓発、食生活及び歯口清掃に係る歯科保健指導、う蝕及び歯周病の予防並びに生活習慣の改善（禁煙等）のための取組等に関する計画の具体的項目を設定する。
- (4) 高齢期
歯の喪失防止を目標に設定し、その実現を図るため、根面う蝕、口腔がん等に関する知識の普及啓発、食生活及び歯口清掃に係る歯科保健指導並びにう蝕及び歯周病を予防するための取組等に関する計画の具体的項目を設定する。

3～5 (略)

第三・第四 (略)

第五 その他歯科口腔保健の推進に関する重要事項

一・二 (略)

三 歯科口腔保健を担う者の連携及び協力に関する事項

(略)

なお、災害発生時には、避難生活等における口腔内の不衛生等により生じる誤嚥性肺炎の発症等の二次的な健康被害を予防することが重要である。平時から、国民や歯科口腔保健を担う者に対して、災害時における歯科口腔保健の保持の重要性について普及啓発活動を行う等により、災害発生時に、速やかに被災者への対応が行える体制を整備することが望ましい。

別表第一 歯科疾患の予防における目標・計画

(1) 乳幼児期

(略)	(略)		
具体的指標		現状値	目標値（令和4年度）
① 3歳児でう蝕のない者の割合の増加		(略)	(略)
計画	(略) ・歯科保健指導の実施（生活習慣、口腔の健康及びう蝕予防のための食生活、発達の程度に応じた歯口清掃方法等） ・う蝕予防方法の普及（フッ化物の応用、小窓製溝填塞法（シーラント）、定期的な歯科検診等） (略)		

(略)

(2) 学齢期

(略)	(略)		
具体的指標		現状値	目標値（令和4年度）
① 12歳児でう蝕のない者の割合の増加		(略)	(略)

- (3) 成人期（妊娠婦である期間を含む。）
健全な口腔状態の維持を目標に設定し、その実現を図るため、歯周病と糖尿病・喫煙・早産等との関係性に関する知識の普及啓発、食生活及び歯口清掃に係る歯科保健指導、う蝕及び歯周病の予防並びに生活習慣の改善（禁煙等）のための取組等に関する計画の具体的項目を設定する。

(4) 高齢期

歯の喪失防止を目標に設定し、その実現を図るため、根面う蝕、口腔がん等に関する知識の普及啓発、食生活及び歯口清掃に係る歯科保健指導並びにう蝕及び歯周病を予防するための取組等に関する計画の具体的項目を設定する。

3～5 (略)

第三・第四 (略)

第五 その他歯科口腔保健の推進に関する重要事項

一・二 (略)

三 歯科口腔保健を担う者の連携及び協力に関する事項

(略)

なお、災害発生時には、避難生活等における口腔内の不衛生等により生じる誤嚥性肺炎の発症等の二次的な健康被害を予防することが重要である。平時から、国民や歯科口腔保健を担う者に対して、災害時における歯科口腔保健の保持の重要性について普及啓発活動を行う等により、災害発生時に、速やかに被災者への対応が行える体制を整備することが望ましい。

別表第一 歯科疾患の予防における目標・計画

(1) 乳幼児期

(略)	(略)		
具体的指標		現状値	目標値（平成34年度）
① 3歳児でう蝕のない者の割合の増加		(略)	(略)
計画	(略) ・歯科保健指導の実施（生活習慣、口腔の健康及びう蝕予防のための食生活、発達の程度に応じた歯口清掃方法等） ・う蝕予防方法の普及（フッ化物の応用、小窓製溝填塞法（シーラント）、定期的な歯科検診等） (略)		

(略)

(2) 学齢期

(略)	(略)		
具体的指標		現状値	目標値（平成34年度）
① 12歳児でう蝕のない者の割合の増加		(略)	(略)

計画	(略) ・歯科保健指導の実施（生活習慣、口腔の健康及びう蝕予防のための食生活、口腔状況に応じた歯口清掃方法、咀嚼方法等） ・う蝕予防方法の普及（フッ化物の応用、小窓裂溝填塞法（シーラント）、定期的な歯科検診等） (略)
----	--

(3) 成人期（妊娠婦である期間を含む。）

(略)	(略)	具体的な指標	現状値	目標値（令和4年度）
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
計画	(略) ・歯科保健指導の実施（生活習慣、う蝕・歯周病の予防・改善のための歯口清掃方法、禁煙支援等） ・う蝕予防方法の普及（フッ化物の応用、定期的な歯科検診等） (略)			
計画	(略) ・歯科保健指導の実施（生活習慣、う蝕・歯周病の予防・改善のための歯口清掃方法、禁煙支援等） ・う蝕予防方法の普及（フッ化物の応用、定期的な歯科検診等） (略)			

(4) 高齢期

(略)	(略)	具体的な指標	現状値	目標値（令和4年度）
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
③ 60歳で24歯以上の自分の歯を有する者の割合の増加	(略)	80%		
④ 80歳で20歯以上の自分の歯を有する者の割合の増加	(略)	60%		
計画	・普及啓発（歯周病と糖尿病・喫煙等の関係性、根面う蝕、口腔がん等に関する知識） ・歯科保健指導の実施（生活習慣、う蝕・歯周病の予防・改善のための歯口清掃方法、咀嚼訓練、義歯の清掃・管理、舌・粘膜等の清掃、口腔の健康及びう蝕予防のための食生活、歯口清掃等） ・う蝕予防方法の普及（フッ化物の応用、定期的な歯科検診等） (略)			

計画	(略) ・歯科保健指導の実施（生活習慣、口腔の健康及びう蝕予防のための食生活、口腔状況に応じた歯口清掃方法、咀嚼方法等） ・う蝕予防方法の普及（フッ化物の応用、小窓裂溝填塞法（シーラント）、定期的な歯科検診等） (略)
----	--

(3) 成人期（妊娠婦である期間を含む。）

(略)	(略)	具体的な指標	現状値	目標値（平成34年度）
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
計画	(略) ・歯科保健指導の実施（生活習慣、う蝕・歯周病の予防・改善のための歯口清掃方法、禁煙支援等） ・う蝕予防方法の普及（フッ化物の応用、定期的な歯科検診等） (略)			
計画	(略) ・歯科保健指導の実施（生活習慣、う蝕・歯周病の予防・改善のための歯口清掃方法、禁煙支援等） ・う蝕予防方法の普及（フッ化物の応用、定期的な歯科検診等） (略)			

(4) 高齢期

(略)	(略)	具体的な指標	現状値	目標値（平成34年度）
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
③ 60歳で24歯以上の自分の歯を有する者の割合の増加	(略)	70%		
④ 80歳で20歯以上の自分の歯を有する者の割合の増加	(略)	50%		
計画	・普及啓発（歯周病と糖尿病・喫煙等の関係性、根面う蝕、口腔がん等に関する知識） ・歯科保健指導の実施（生活習慣、う蝕・歯周病の予防・改善のための歯口清掃方法、咀嚼訓練、義歯の清掃・管理、舌・粘膜等の清掃、口腔の健康及びう蝕予防のための食生活、歯口清掃等） ・う蝕予防方法の普及（フッ化物の応用、定期的な歯科検診等） (略)			

別表第二 生活の質の向上に向けた口腔機能の維持・向上における目標・計画

(1) 乳幼児期及び学齢期

(略)	(略)		
具体的指標		現状値	目標値 (令和4年度)
	① 3歳児での不正咬合等が認められる者の割合の減少	(略)	(略)
(略)	(略)		

(2) 成人期及び高齢期

(略)	(略)		
具体的指標		現状値	目標値 (令和4年度)
	① 60歳代における咀嚼良好者の割合の増加	(略)	(略)
計画	(略) ・歯科保健指導の実施 (咀嚼訓練、歯口清掃 (舌・粘膜等の清掃含む)、義歯の清掃・管理、食育等)		
	(略)		

別表第三 定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健における目標・計画

(1) 障害者・障害児

(略)	(略)		
具体的指標		現状値	目標値 (令和4年度)
	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)		

別表第二 生活の質の向上に向けた口腔機能の維持・向上における目標・計画

(1) 乳幼児期及び学齢期

(略)	(略)		
具体的指標		現状値	目標値 (平成34年度)
	① 3歳児での不正咬合等が認められる者の割合の減少	(略)	(略)
(略)	(略)		

(2) 成人期及び高齢期

(略)	(略)		
具体的指標		現状値	目標値 (平成34年度)
	① 60歳代における咀嚼良好者の割合の増加	(略)	(略)
計画	(略) ・歯科保健指導の実施 (咀嚼訓練、歯口清掃 (舌・粘膜等の清掃含む)、義歯の清掃・管理、食育等)		
	(略)		

別表第三 定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健における目標・計画

(1) 障害者・障害児

(略)	(略)		
具体的指標		現状値	目標値 (平成34年度)
	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)		

(2) 要介護高齢者

(略)	(略)		
具体的指標		現状値	目標値(令和4年度)
(略)	(略)	(略)	(略)

別表第四 歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備における目標・計画

(略)	(略)		
具体的指標		現状値	目標値(令和4年度)
(略)	(略)	(略)	(略)
② 3歳児でう蝕がない者の割合が80%以上である都道府県の増加	(略)	47都道府県	
③ 12歳児の1人平均う歯数が1.0歯未満である都道府県の増加	(略)	47都道府県	
④ 歯科口腔保健の推進に関する条例を制定している都道府県の増加	(略)	47都道府県	
(略)	(略)		

(2) 要介護高齢者

(略)	(略)		
具体的指標		現状値	目標値(平成34年度)
(略)	(略)	(略)	(略)

別表第四 歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備における目標・計画

(略)	(略)		
具体的指標		現状値	目標値(平成34年度)
(略)	(略)	(略)	(略)
② 3歳児でう蝕がない者の割合が80%以上である都道府県の増加	(略)	23都道府県	
③ 12歳児の1人平均う歯数が1.0歯未満である都道府県の増加	(略)	28都道府県	
④ 歯科口腔保健の推進に関する条例を制定している都道府県の増加	(略)	36都道府県	
(略)	(略)		

○厚生労働省告示第百七十号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における薬剤にかかる費用の額の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第六十号)第一項第五号の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟における薬剤にかかる費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者(平成二十四年厚生労働省告示第百四十号)の一部を次の表のとおり改正し、令和元年十一月二十七日から適用する。

令和元年十一月二十六日

厚生労働大臣 加藤勝信

(傍線部分は改正部分)

改 正 後			改 正 前		
別表			別表		
	薬剤	番号		薬剤	番号
(略)			(略)		
79	アテゾリズマブ(遺伝子組換え)(当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量(令和元年9月20日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。)に係るものに限る。)	3271及び3290	(新設)	(新設)	(新設)